

社会福祉法人やまびこ役員等報酬規程

〈目 的〉

第1条 この規程は、社会福祉法人やまびこ（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬の支給）

第2条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

- （1）当法人の理事長については、報酬を支給する。
- （2）当法人の理事長以外の役員等については、業務に応じた報酬を支給することし、賞与及び退職手当は支給しない。

（役員等の報酬の算定方法）

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- （1）理事長の報酬は、別表第1に定める額
- （2）理事長以外の役員等が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により報酬を支払うものとする。
- （3）理事長以外の役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、当法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うものとする。
- （4）監事が、定款第18条に定める監査業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うものとする。
- （5）本条に規定する報酬は、同一日において複数の会議に出席した場合でも、重複して支給しないものとする。

（当法人職員給与との併給）

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には、本規定に基づく報酬は支給しないものとする。

（費用弁償の支給）

第5条 役員等の出張に要する旅費（交通費、宿泊費）は、別表3により支給するものとする。

- 2 前項の旅費以外に役員等がその職務の執行にあたって負担した実費費用については、当法人が支払うものとする。

(報酬の支給)

第6条 理事長の報酬については、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支給する。

2 別表2の報酬及び別表3の旅費は、報酬及び旅費の発生後に支給する。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む又は現金にて支給するものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給基準として公表する。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和7年4月1日より施行する。

平成27年4月1日制定社会福祉法人やまびこ理事長報酬規程は廃止する。

別表 1

名 称	報 酬
理事長報酬	300,000円（月額）

別表 2

名 称	報 酬
理事会出席報酬	5,000円（日額）
評議員会出席報酬	
役員等業務報酬	
監事監査指導報酬	

別表 3

名 称	旅 費
交通費（公共交通機関）	実 費
交通費（自家用車）	自宅から用務地までの往復距離 （k m）× 20円とする。
宿泊費	実 費

社会福祉法人やまびこ役員報酬等振込依頼書

令和 年 月 日

社会福祉法人やまびこから支給される役員報酬等については、下記口座へ振り込み願います。

記

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
電話番号 (ハイフンあり)	
振込先銀行名	銀行 支店
口座番号	普通

※通帳のコピー（口座名義人及び番号の分かる部分）を添付してください。

※マイナンバーカードの写し（表と裏）あるいはマイナンバーカード入り住民票を添付してください。